

交企甲達第27号
平成21年9月24日
〔改正 平成25年3月11日〕
交企甲達第7号

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福井県警察本部長

高齢者交通安全リーダー活動要綱の一部改正について

高齢者交通安全リーダー活動要綱

この要綱は、県下各地域において、高齢者の交通安全活動に熱意と適格性を有する原則として60歳以上の運転免許保有者を、高齢者交通安全リーダー（以下「リーダー」という。）として委嘱し、自らの交通安全意識の向上と安全運転の実践により、他の高齢運転者に模範を示すとともに、高齢者宅訪問等による交通安全指導、歩行者や自転車利用者に対する声かけ指導等を行い、高齢者の交通事故抑止を図ることを目的とする。